

厚生労働省三重労働局

Press Release

平成28年2月23日（火）

【照会先】

三重労働局労働基準部監督課

監督課長 　行岡　清博

地方労働基準監察監督官 　鍋島　猪一郎

（電　話）０５９－２２６－２１０６

報道関係者　各位

「過重労働解消キャンペーン」の重点監督結果

～　東海地区で717事業場　～

厚生労働省では、昨年11月に「過重労働解消キャンペーン」として、全国的な対応を行ってきましたが、今般、東海地区（岐阜局、静岡局、愛知局、三重局）において実施した重点監督の監督指導状況を以下のとおり取りまとめました。

労働基準関係法令違反を確認した505事業場（全体の70.4％）に対しては、是正・改善に向けた指導を行っております。

なお、全国の監督指導状況については、既に厚生労働省本省より発表されております。

【重点監督の結果のポイント】（詳細別紙）

（１）重点監督の実施事業場： 　717 事業場

　　　　このうち　505　事業場（全体の　70.4％）で労働基準関係法令違反あり

（２）主な違反内容 〔(1)のうち、法令違反があり是正勧告書を交付した事業場〕

①　違法な時間外労働があったもの　　333　事業場（46.4％）  
 　うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が  
　　　　月100時間を超えるもの　 130事業場（39.0％）  
　　　　　うち、月150時間超　　　31事業場（9.3％）  
　　　　　うち、月200時間超　　　14事業場（4.2％）

②　賃金不払残業があったもの　　　37事業場（5.2％）  
③　過重労働による健康障害防止措置が未実施なもの　　76事業場（10.6％）

（３）健康障害防止に係る指導状況 〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業〕

①　過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善指導したもの

　　　458事業場（63.9％）

　 うち、時間外労働を月80時間以内に削減するよう指導したもの

　293事業場 (64.0％）

②　労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの　　109事業場（15.2％）